

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900003号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900031号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成24年11月1日から平成25年5月1日までの期間、同年9月1日から平成26年4月1日までの期間及び同年7月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年11月から平成25年4月までの標準報酬月額については20万円から22万円、同年9月から平成26年3月までの標準報酬月額については20万円から24万円、同年7月から平成27年8月までの標準報酬月額については20万円から24万円、同年9月から平成28年5月までの標準報酬月額については20万円から26万円とする。

平成24年11月から平成25年4月までの期間、同年9月から平成26年3月までの期間及び同年7月から平成28年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月から平成25年4月までの期間、同年9月から平成26年3月までの期間及び同年7月から平成28年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年9月から平成24年8月までの標準報酬月額については20万円から22万円とする。

平成23年9月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 平成 21 年 10 月 20 日から平成 28 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給料額と異なっている。また、請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間について、A 社の事業主から提出された請求者に係る給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 11 月から平成 25 年 4 月までは 22 万円、同年 9 月から平成 26 年 3 月までは 24 万円、同年 7 月から平成 27 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から平成 28 年 5 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対して誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、i) 平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 1 日までの期間及び平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間について、A 社の事業主から提出された請求者に係る給料支払明細書及び請求者から提出された市民税・県民税 税額決定・納税通知書（以下「納税通知書」という。）により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額

は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より低額又は同額であること、
ii) 事業主及び請求者は、平成 21 年 10 月 20 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間、平成 25 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、当該期間に係る保険料控除又は報酬月額を確認することができる給料支払明細書を保有していないことから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、上記 1 のとおり厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、A 社の事業主から提出された請求者に係る給料支払明細書及び請求者から提出された納税通知書により推認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び納税通知書により推認できる本来の報酬月額から、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。